

「優良衛生品質管理市場・漁港認定」取得のための手順について

1. 「優良衛生品質管理市場・漁港認定」を新規取得する場合

(手順1)

優良衛生品質管理市場・漁港の認定審査を希望する市場・漁港施設(以下「申請市場」という。)は、(一社)大日本水産会が平成22年6月に定めた「優良衛生品質管理市場・漁港認定基準(以下「認定基準」という)」及び「優良衛生品質管理市場・漁港認定チェックシート(以下「チェックシート」という)」により、衛生品質管理の状況を自己診断する。

※ 「認定基準」及び「チェックシート」については、(一社)大日本水産会品質管理部のホームページ <http://qc.suisankai.or.jp/220615市場認定基準/ichiba.gyokou.ninteiki.jun.htm> から閲覧できます。

(手順2)

自己診断の結果、認定条件を満たしている場合は「優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る現地調査依頼書」(様式1)に必要事項を記載し、衛生品質管理マニュアルの写し、自己診断結果「チェックシート」を添付して、(一社)海洋水産システム協会に提出する。

提出物

- ① 現地調査依頼書(様式1)
- ② 衛生品質管理マニュアルの写し
- ③ 自己診断結果「チェックシート」

提出先

(一社)海洋水産システム協会
産地品質・衛生管理指導係 宛

(手順3)

(一社)海洋水産システム協会は、「現地調査依頼書」(様式1)の受け取りを(一社)大日本水産会に報告するとともに、申請者と専門家の調整を行い、「優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る現地調査実施通知書」(様式2)で日程等を申請者に通知する。

(手順4)

現地調査は、通常2名の専門家が認定を希望する市場・漁港施設に出向き、「認定基準」及び「チェックシート」に基づき、現地調査を行なう。

(手順5)

現地調査終了後、その結果について報告書を作成する。専門家は、改善が必要とされる課題について具体的な指導を行なうことができる。



(手順6)

(一社)海洋水産システム協会は、「優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る調査報告書」(様式3)及び申請者から提出された「優良衛生品質管理市場・漁港認定申請書」(様式4)を(一社)大日本水産会に提出する。

(手順7)

(一社)大日本水産会は、(手順6)の報告及び申請をもとに認定委員会を開催し、認定可能な場合に「優良衛生品質管理市場・漁港認定証」を発行する。

2. 「優良衛生品質管理市場・漁港認定」を更新する場合

既に認定を受けている市場・漁港施設が認定の更新を希望する場合には、初回の認定後1年以内に更新のための現地調査の申請(様式1)を行い、更新のための現地調査を受ける必要がある。初回認定の認定証の有効期限は1年間だが、2回目以降の有効期限は3年間となる。更新の具体的な手順は、新規取得に準ずる[1. (手順1)～(手順7)を参照]。

3. 掛かる経費

- ①現地調査の専門家手当(100,000円×人数)と旅費(海洋水産システム協会の規定に基づく)
- ②新規及び更新の認定料(100,000円/回)
- ③前述の①、②の他に掛かる経費が発生する場合は、実費を請求

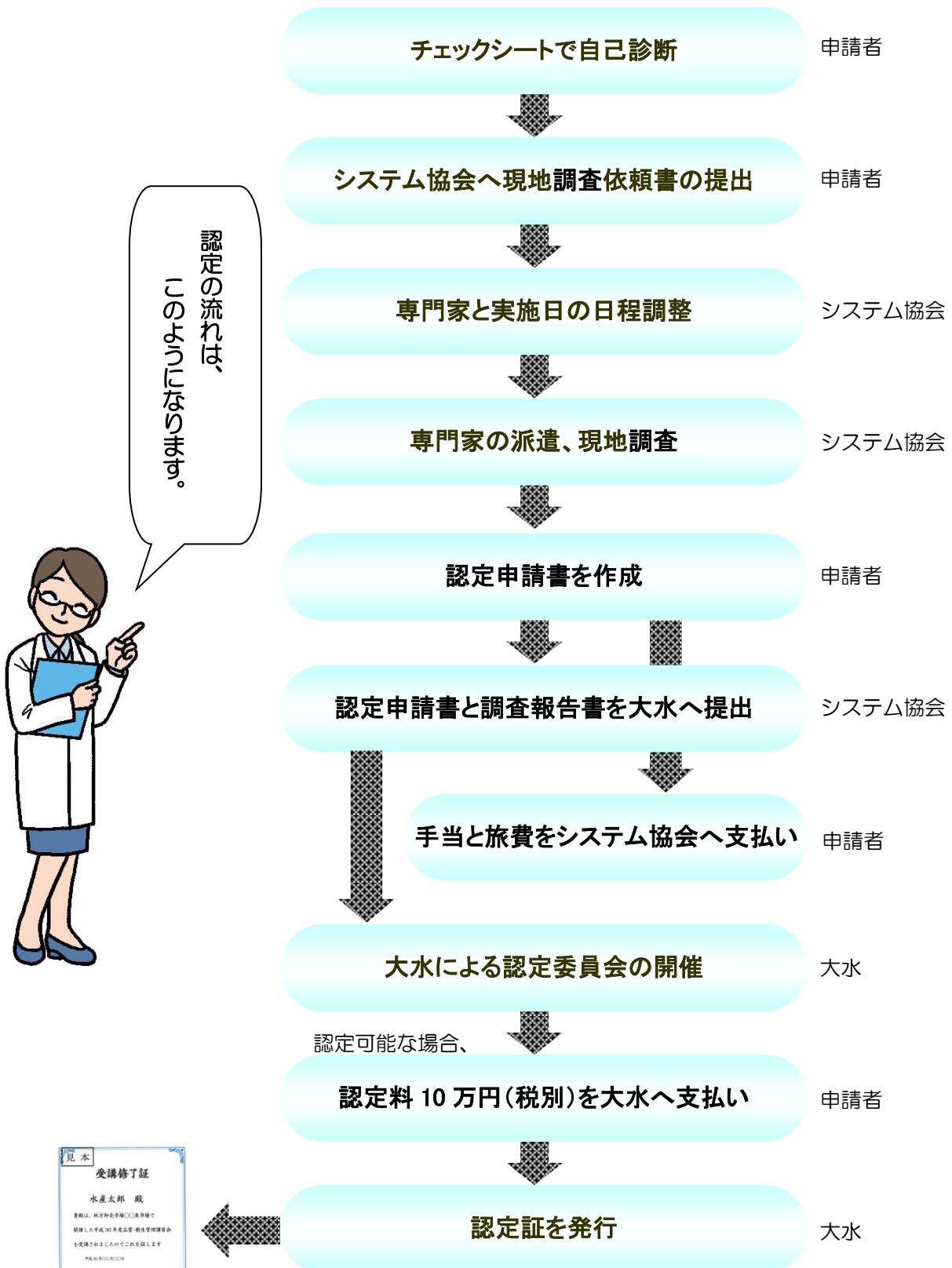
4. その他

- ① 申請内容の変更がある場合は、「優良衛生品質管理市場・漁港認定証の申請内容変更届出書」(様式5)に必要事項を記載し、(一社)大日本水産会品質管理部宛に提出する。
- ②更新審査を希望しない場合は、「優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る更新審査中止届出書」(様式6)を(一社)大日本水産会品質管理部宛に提出する。
- ③ 認定を受けた市場・漁港に「継続の意思がない」、「経費の支払いを怠っている」などの問題がある場合、(一社)大日本水産会は、認定を取り消すことができる(様式7)。

市場・漁港施設が認定を再取得するためには取消しの日から1年を経過しなければ、新たに認定の申請をすることはできない。



「優良衛生品質管理市場・漁港認定」取得のためのフロー



注) (一社) 大日本水産会を「大水」、
(一社) 海洋水産システム協会を
「システム協会」と記載しています。

「優良衛生品質管理市場・漁港認定」取得のためのチェックシート



手 順	実 施 事 項	様式No.	チェック
1	優良衛生品質管理市場・漁港認定基準、チェックシートにより自己診断		
2	(一社) 海洋水産システム協会へ認定に係る現地調査依頼(自己チェックシートと現地調査依頼書、衛生管理マニュアルの提出)	1	
3	(一社) 海洋水産システム協会が専門家を選定	2	
4	(一社) 海洋水産システム協会は申請者と現地調査の日程等を調整後、日程の通知		
5	専門家の派遣、現地調査の実施		
6	経費は、認定料、専門家手当、専門家旅費等が必要		
7	(一社) 海洋水産システム協会は調査報告書を作成	3	
8	申請者は認定申請書を作成	4	
9	(一社) 海洋水産システム協会は、調査報告書と認定申請書を (一社) 大日本水産会に提出		
10	(一社) 大日本水産会が認定委員会を開催し、認定の可否を判断し、可の場合、認定証を発行		
11	更新審査：初回更新は1年後、その後は3年ごとに更新		

【認定に関わるお問合せ先】

一般社団法人 大日本水産会
 国際・輸出促進部 担当：瓜生、山口、千葉、倉科
 107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13
 TEL : 03-3585-6985 FAX : 03-3582-2337

【調査・指導に関わるお問合せ先】

一般社団法人 海洋水産システム協会
 研究開発部 担当：岡野、岩田、稲田
 〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-15-8
 TEL : 03-6411-0021 FAX : 03-6411-0022

(様式1)

年 月 日

一般社団法人海洋水産システム協会
会 長 殿

(開 設 者)

申請者名

印

優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る現地調査依頼書（新規・更新）

優良衛生品質管理市場・漁港の認定に係る現地調査を受けたいので、下記の市場・漁港について、認定に係る現地調査の実施を申請します。

記

1. 申請者の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号 Eメールアドレス
2. 市場・漁港名
3. 市場・漁港の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号
4. 市場・漁港の責任者氏名
5. 担当者氏名
6. 添付資料
衛生品質マニュアルの写し、自己診断結果（チェックシート）

(様式2)

年 月 日

殿

一般社団法人海洋水産システム協会
会 長

優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る現地調査実施通知書

貴市場・漁港からの、優良衛生品質管理市場・漁港認定事業にかかる現地調査依頼については、下記の日程により、現地調査を実施することといたしましたので通知します。

記

1. 現地調査専門家名

主調査専門家

副調査専門家

2. 現地調査実施年月日

年 月 日

(様式3)

年 月 日

一般社団法人大日本水産会
会 長 殿

一般社団法人海洋水産システム協会
会 長

優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る調査報告書

優良衛生品質管理市場・漁港認定事業に係る調査を実施したので、下記の通り報告します。

調査実施日 年 月 日 ()

調査実施者氏名 専門家(主)

専門家(副)

産地市場名

市場担当者名

	重要な不適事項	不適事項とした根拠
1 認定条件 (ソフト要件)		
2 認定条件 (ハード要件)		
	重要な不適事項	不適事項とした根拠
3 認定基準 (ソフト要件)		
4 認定基準 (ハード要件)		

その他全般的な指摘事項

所 感

判定結果：① ソフト要件判定

獲得点数	
総得点(満点)	
得点率(%)	

② ハード要件判定

獲得点数	
総得点(満点)	
得点率(%)	

(様式4)

年 月 日

一般社団法人大日本水産会
会 長 殿

申請者名

印

優良衛生品質管理市場・漁港認定申請書（新規・更新）

一般社団法人大日本水産会の実施する優良衛生管理市場・漁港認定事業により、下記の市場・漁港について、優良衛生品質管理市場・漁港の認定（新規・更新）を受けたいので、認定を申請します。

記

1. 申請者の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号 Eメールアドレス
2. 市場・漁港名
3. 市場・漁港の郵便番号 所在地 電話番号 FAX 番号
4. 市場・漁港の責任者氏名
5. 担当者氏名
6. 添付資料
衛生品質マニュアルの写し

(様式5)

年 月 日

一般社団法人大日本水産会
会 長 殿

届出者名

印

優良衛生品質管理市場・漁港認定証の申請内容変更届

優良衛生品質管理市場・漁港認定事業により、 年 月 日付で優良衛生品質管理市場・漁港の認定を受けましたが、認定を受けた後に申請の内容に下記3 の通り変更がありましたので届出致します。

記

1. 認定市場・漁港名
2. 認定市場・漁港の所在地
3. 変更年月日と変更内容
変更年月日
年 月 日
変更内容

(様式6)

年 月 日

一般社団法人大日本水産会
会 長 殿

届出者名

印

優良衛生品質管理市場・漁港認定に係る更新審査中止届出書

下記認定市場・漁港について優良衛生品質管理市場・漁港認定の更新審査の中止を届出致します。

記

1. 認定市場・漁港名
2. 認定市場・漁港の所在地
3. 認定期限満了日
年 月 日
4. 継続しない理由

(様式7)

年 月 日

殿

一般社団法人大日本水産会
会 長

優良衛生品質管理市場・漁港認定の取消について

下記認定市場・漁港について優良衛生品質管理市場・漁港認定を取り消します。

記

1. 認定市場・漁港名
2. 認定市場・漁港の所在地
3. 認定取消理由